

北海道バレーボール協会役員等選考委員会運営規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、北海道バレーボール協会（以下「協会」という。）の評議員の選定及び理事の一部の選考にあたり、協会規約第12条第1項の規定に基づき役員等選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 選考委員会は、協会の評議員の選定及び理事の一部を選考する。

(委 員)

第3条 選考委員会は、会長、理事長、評議員代表1名、監事代表1名、常任理事代表1名の5名で構成し、議長は会長がこれにあたる。

2 選考委員会の委員のうち、評議員及び監事並びに常任理事から選任する委員については、選考委員会の開催が必要な直近の理事会において選任する。

(招 集)

第4条 選考委員会は、会長が招集する。

(決 議)

第5条 選考委員会の決議は、委員の過半数の出席をもって行う。

2 選考委員会は、加盟団体から推薦された評議員候補者及び理事候補者について審議し、出席委員の過半数により選定し、可否同数の場合は議長が決するところによる。

(議事録)

第6条 選考委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び委員2名が署名押印し、理事会及び評議員会に提出しなければならない。

附 則

この規程は、平成25年1月26日から施行する。